平成２２年（フ）第６４６９号
大阪府東大阪市日下町６丁目10番38号
債務者　小西たみ子
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６５０６号
大阪市浪速区塩草１丁目１番26―503号
債務者　松岡　峰代
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６７９８号
大阪市東淀川区豊新１丁目13番25号
債務者　今濵　義昭
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６８５４号
大阪市住之江区中加賀屋３丁目５番23号　ハイム山内401
債務者　土山　勝美
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６８８５号
大阪市北区天満橋３丁目２番23号　ループサイドヴィラン202号室
債務者　海生　宏彦
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６９６３号
大阪府寝屋川市池田３丁目８番５号
債務者　青木　浩己
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６９８９号
大阪市西区本田２丁目６番20号　703
債務者　今見堂洋平
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第６９９７号
大阪市西区北堀江４丁目４番１―703号
債務者　吉田　弘志
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７０２９号
大阪市淀川区西中島１丁目９番19―903号
債務者　竹清　広海
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７０４９号
大阪市東住吉区湯里３丁目２番９―105号
債務者　藤井　壽子
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７１２５号
大阪府吹田市川園町54番１号
債務者　田口　耕治（旧姓中澤）
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７１３１号
大阪府茨木市本町６番17号
債務者　江嶋　央恵
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７１３２号
大阪府池田市槻木町１番20―Ａ号
債務者　久下　　茂
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７１７３号
大阪市平野区背戸口３丁目１番14―208号
債務者　川原　良子
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７１８７号
大阪府枚方市須山町54番９号
債務者　中野　安江
1　決定年月日時　平成22年９月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月24日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７０００号
大阪市阿倍野区長池町15番22号
債務者　住田　繁樹
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７２１３号
大阪市東淀川区菅原３丁目16番９号　ハイツ長井菅原203号
債務者　野口　和弘
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月19日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月30日午後１時30分
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第２２８７号
横浜市金沢区並木２丁目７番１―205号
債務者　臼井　君江
1　決定年月日時　平成22年９月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月22日まで
5　免責審尋期日　平成22年11月24日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部